

日本学生支援機構 貸与奨学金適格認定

日本学生支援機構の貸与奨学金に関するよくある質問

Q. 奨学生に採用されたら、卒業までずっと貸与を受けることが出来ますか？

A. 毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために「奨学金継続願」の提出が必要です。

その後、在学する学校が奨学金継続の可否を判断する「適格認定」を行います。

学業成績等の状況によっては、奨学生としての資格を失う(=「廃止」と言います。)こともあります。

「奨学金継続願」の提出、適格認定とは？

「奨学金継続願」の提出

- 🔔 毎年1回、来年度の奨学金継続希望の有無を機構に提示
- 🔔 1年間の学業成績等を振り返り、奨学生としての責務を再確認
- 🔔 自身の経済状況に照らして奨学金の必要性や適正な貸与月額を再確認

適格認定

- 🔔 学校が、提出された「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断すること
- 🔔 「奨学金継続願」を提出しても必ず継続して貸与されるとは限らない

「奨学金継続願」の提出(主な流れ)

スカラネット・パーソナルから
「貸与額通知」の内容を確認

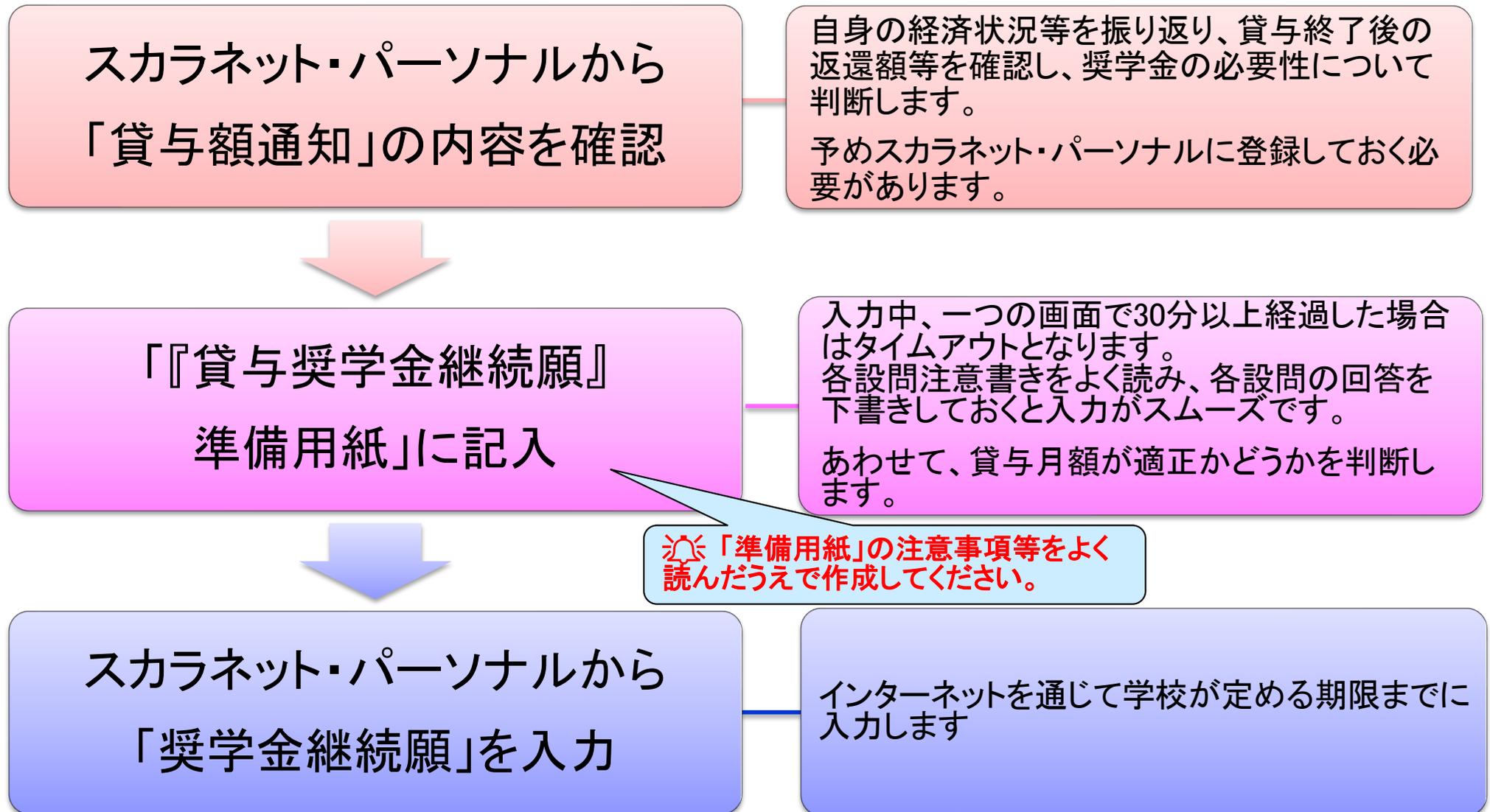


「『貸与奨学金継続願』準備用紙」に記入



スカラネット・パーソナルから
「奨学金継続願」を入力

「奨学金継続願」の提出の流れとポイント



期限までに「奨学金継続願」を提出しないと…



「**廃止**」となり奨学生の資格を失う



4月以降の奨学金は振込まれない

奨学金の継続を希望しない場合は…

「奨学金継続願」を入力する際に

- 奨学金の継続を希望しません を選択する

4月以降の奨学金は**辞退**となる

 学校が定める期間以降に「辞退」を取り消すことはできません。辞退しても学生生活に影響が出ないか、よく考えてから選択してください。

適格認定の3つの要素

① 人物

- ・ 生活全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還の義務があることを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

② 学業

- ・ 修業年限で確実に卒業(修了)できる見込みがあること。

③ 経済状況

- ・ 修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。

適格認定の4つの認定区分

① 廃止

- ・ 貸与奨学生の資格を失わせる。

② 停止

- ・ 1年以内で在学学校長が定める期間、貸与奨学金の交付を停止する。

③ 警告

- ・ 貸与奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以降に貸与奨学金の交付を停止し又は貸与奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。

④ 継続

- ・ 貸与奨学金の交付を継続する。

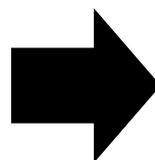
必要な手続き

- ①「貸与奨学金返還確認票」の確認
- ②口座振替(リレー口座)の加入手続き
- ③(辞退・廃止等後に在学している場合)「在学猶予願」を提出

返還開始時期

貸与終了または在学猶予期間終了の翌月から数えて7カ月目の27日が初回返還日
(例:3月に在学猶予期間終了の場合、同年10月27日から返還開始)

「在学猶予願」の提出がないと…



在学中でも
返還開始

卒業後、返還が難しい場合は…

返還困難な場合の 救済制度

 **減額返還**：返還月額を1/2もしくは1/3に減額できる制度。適用期間は通算15年

 **返還期限猶予**：一定期間返還を先送りできる制度。適用期間は通算10年

スカラネット・パーソナルからも申請可能です

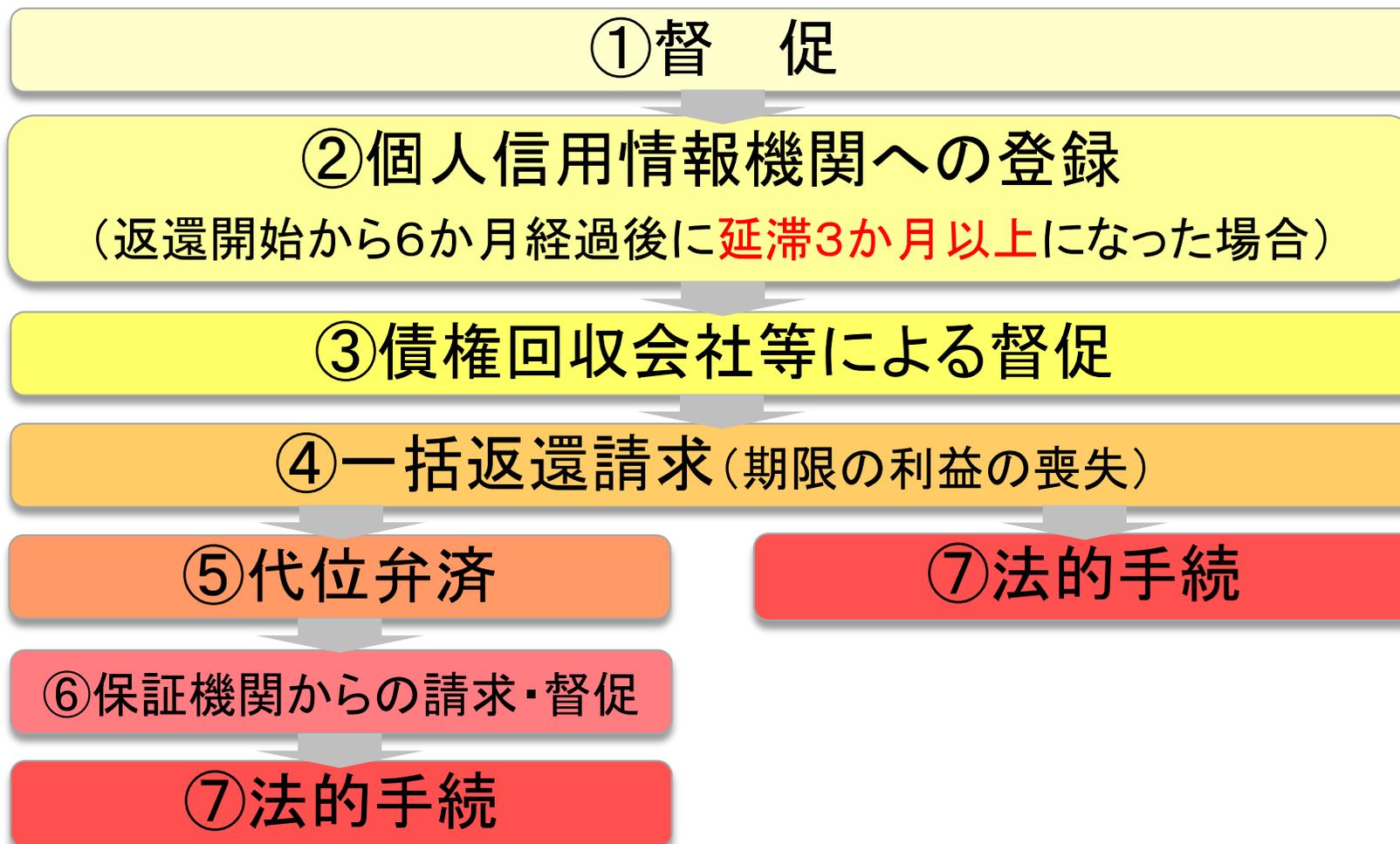


返還等に係る手続きなどでわからないことがあれば、
機構ホームページ または **奨学金相談センター**へ
(<https://www.jasso.go.jp/>) (0570-666-301)

延滞を放置した場合

機関保証の場合

人的保証の場合



※過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合や、代位弁済された場合等は、奨学金を利用できません。